

下田市議会規程第1号

下田市議会議員政治倫理規程を次のように定める。

令和8年1月21日

下田市議会議長 中村 敦

下田市議会議員政治倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、下田市議会議員（以下「議員」という。）が議員活動を行う際に遵守すべき行動の基準（以下「政治倫理基準」という。）について定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上を図り、もって市政に対する市民の信頼に応え、市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の信託を受けた全体の代表者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その行動を厳しく律し、政治倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為をしないこと。
- (2) 議員の地位を利用して、いかなる金品等の授受をしないこと。
- (3) 市が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
- (4) 市職員の採用、昇任、異動及びその他の人事に関し、特定の個人に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
- (5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (6) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しないこと。
- (7) ハラスメントが個人の尊厳を傷つけ、人権侵害であることを自覚し、全てのハラスメント行為をしないこと。
- (8) 発言及び情報発信は、確たる事実に基づくものとし、公人としての自覚及び責任を持って行い、誹謗や中傷は行わないこと。
- (9) 下田市暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と飲食、旅行その他の交流をしないこと。
- (10) 第三者に依頼し、前各号に掲げる行為をさせないこと。

(市との契約に関する遵守事項)

第4条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定を遵守し、市民に疑惑の念を生じさせることのないように努めなければならない。

(宣誓)

第5条 議員は、本規程を遵守する旨の宣誓をしなければならない。

2 前項の宣誓は、宣誓書(様式第1号)を下田市議会議長(以下「議長」という。)に提出することにより行うものとする。

(審査の請求)

第6条 議員が、第3条及び第4条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、審査請求書(様式第2号)に事実を証する資料を添え、2以上の異なる会派に属する議員3人以上の連署とともに、議長に審査の請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。

2 審査請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して6月以内に行わなければならない。

(審査会の設置)

第7条 議長は、審査請求があったときには、下田市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員(以下「委員」という。)は8人以内とし、議長が議員のうちから任命する。

3 審査会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

4 委員の任期は、当該事案の審査終了までとする。

(審査会の運営)

第8条 審査会は、議長から審査を付託された事件について、審査請求の適否又は第3条若しくは第4条の規定に反する行為の存否について審査する。

2 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会は、審査を行うため、当該審査の対象となっている議員(以下「対象議員」という。)及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等の必要な調査を行うことができる。

4 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

5 審査会の会議は、出席委員の3分の2以上の同意を得て、公開とすることができる。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

7 前各項に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が審査会に諮って定める。

(審査結果の報告及び公表)

第9条 審査会は、審査が終了したときには、議長に対してその審査結果を報告するものとする。

2 議長は、審査の結果を受け、対象議員に第3条及び第4条の規定に違反する行為があったと認められるときは、その対象議員に対し、次に掲げるいずれかの必要な措置を行うものとする。

(1) 戒告

(2) 出席停止

(3) 議会の役職停止

(4) 議員の辞職勧告

(5) その他、審査会及び議長が必要と認める措置

3 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(議長職務の代行)

第10条 議長が審査の対象となったときは下田市議会副議長(以下「副議長」という。)が、議長及び副議長がともに審査の対象になったときは、議員において互選し、この規程に定める議長の職務を行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年1月22日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

宣 誓 書

私は、市民の代表者として求められる人格と倫理を深く自覚し、法律はもとより下田市議会議員政治倫理規程を遵守し、政治倫理について常に真摯かつ誠実に自らの責任を明確にし、市民に対して説明責任を果たすとともに、良心と責任感をもって、職務を行うことを宣誓いたします。

年 月 日

下田市議会議長 様

下田市議会議員

様式第 2 号(第 6 条関係)

年 月 日

下田市議会議長 様

審査請求議員(代表者)

審査請求議員

審査請求議員

審 査 請 求 書

下田市議会議員政治倫理規程第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査対象議員の氏名	
下田市議会議員政治倫理規程に違反する疑いがある事由	【具体的内容】
添付書類等	別添のとおり

